

項目	提案・要望主旨	所管部
<p>1 地方税財源の充実・強化について (内閣府・総務省・財務省)</p>		
(1) 地方財政計画の適正な策定	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策の決定過程の透明化を図るとともに、喫緊の課題である防災・減災対策、大幅に増加している社会保障関係経費、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に必要な経費など、地方の財政需要を的確に反映させること。 	総務部
(2) 地方交付税総額の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の有する財源調整・財源保障機能が適切に発揮されるよう、その必要な総額を確保すること。 	
(3) 法人実効税率を引き下げることの代替財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 法人実効税率を20%台まで引き下げることには、地方に負担を強いることがないように必要な税財源を確保し、最終的に恒久財源を確保すること。 	
(4) 地方消費税の充実など税制抜本改革による税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の早期実現	<ul style="list-style-type: none"> 更なる地方消費税の充実や地方法人課税の見直しにより、できる限り税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の構築を早期に実現し、社会保障経費の増嵩等の行政サービス需要に応じた安定的な財源確保を図ること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 消費税への軽減税率の導入は、対象の線引きや区分経理の方式など課題が多いことから慎重に検討し、導入する際は代替税財源を確保すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 車体課税の見直しに当たっては、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止が同時に実施されるべきであること。 	
(5) 地球温暖化対策に関する地方の役割等に応じた税財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策をはじめとする環境施策における地方の役割を適切に反映した税財源を確保するため、地球温暖化対策のための税の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを早期に構築すること。 	
<p>2 公共施設等の耐震化等の促進について (文部科学省・国土交通省・厚生労働省・警察庁)</p>		
<p>[1] 学校施設の耐震化の促進について (文部科学省)</p>		
(1) 公立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 公立高等学校等の耐震化については、公立小・中学校施設と同様の地方財政制度を創設すること。 	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の継続・拡充を図ること。 	
(2) 私立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の更なる拡充や恒久化を図ること。 	総務部・保健福祉部
<p>[2] 松山空港の耐震化の促進について (国土交通省)</p>		
松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。 	企画振興部

[3]医療施設の耐震化等の促進について		(厚生労働省)
(1) 医療施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 未耐震の災害拠点病院等の耐震化を一層促進するため、臨時的な措置では不十分であるため、恒久的な支援策により、財源の確保を含めて国において必要な措置を講ずること。 	保 健 福 祉 部
(2) 医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震の発生が予測される中で、地震動や津波による被害に耐え、必要とされる医療を適切に継続して提供できるよう、医療機関等の機能維持に向け、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。 	
(3) 災害医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域を越えた大規模災害に適切に対応するため、国において訓練や研修の内容を標準化し、体系的、持続的に災害医療従事者の育成に取り組むこと。 	
[4]警察施設の耐震化の促進について		(国土交通省・警察庁)
警察施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充と適用期間の延長を図ること。 	警 察 本 部
	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁の耐震化補助金について、継続的に予算を確保すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。 	
新規	3 高校生修学支援基金に代わる補助制度の創設について (文部科学省)	
	高校生修学支援基金に代わる国庫補助制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 地方の負担を増すことなく授業料減免事業を維持継続できるよう、基金事業に代わる国庫補助制度を創設すること。 国庫補助制度の創設に当たって、地方の厳しい財政状況を踏まえ、後年度において地方に負担の肩代わりを強いることのないよう、恒常的に国が財源措置に責任を持つものとする。
新規	4 地方創生の実現に向けた実効性のある支援について (内閣府)	
	新型交付金の柔軟な制度設計と所要財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> “新型交付金”の導入に際しては、地方の創意工夫を最大限に活かせるよう、幅広い取組を対象とするとともに、複数年度にわたる事業も含め、地方版総合戦略に掲げた取組を着実に実施できるよう、基金制度の導入など財政支援の弾力的な運用を図るとともに、所要財源を十分に確保すること。

5 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策について		(国土交通省)
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域における持続可能な交通ネットワーク確保に必要な予算を確保すること。 公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実を図ること。 	企画振興部
(2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応		
① JR四国に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用したJR四国に対する支援が実施されているが、これまでの本四高速料金の引下げを前提としたものではないため、その影響に対して、さらなる国の支援を実施すること。 JR四国の脆弱な経営体質を鑑み、同社が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。 	
② フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、フェリー航路の利用促進及び高速道路の有効利用の観点から、フェリー利用のために、車両が、高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離逓減制」の適用を図ること。 大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性を鑑み、また太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。 	
(3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度の補助要件の緩和		
① 生活バス	<ul style="list-style-type: none"> 四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。 車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前方式)に改善すること。 	
② 離島航路	<ul style="list-style-type: none"> 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。 	
(4) 離島活性化交付金による生活交通の運賃低廉化	<ul style="list-style-type: none"> 「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、本土と離島及び離島と離島を結ぶ航路並びに離島内のバス交通など、離島住民の移動に必要な不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を交付金の対象事業とすること。 	
(5) 過疎地域における人・物の効率的な輸送に向けた規制緩和の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送については、道路運送法第4条許可事業者運行のバスと同様に、運行形態や有償・無償などにかかわらず、少量の貨物運送を可能とすること。 	

新規

6 獣医師養成系大学の設置について (文部科学省)		
獣医師養成系大学の設置	<ul style="list-style-type: none"> 獣医師の養成に係る大学等の設置又は収容定員増を抑制する文部科学省告示について規制緩和を行い、本県における大学獣医学部の優先設置を認めること。 	企画振興部
7 四国への新幹線の導入について (国土交通省)		
四国の新幹線計画の整備計画への格上げなど抜本的高速化に向けた施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るための基本計画から整備計画への格上げに向けた調査の実施及び高速化を図るための技術開発の促進を図ること。 	企画振興部
8 防災・減災対策の総合的な推進について (内閣府・防衛省・総務省)		
(1) 防災・減災対策を総合的に推進するための自由度の高い交付金制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」を策定し、自主防災組織の育成や防災士の養成、海岸堤防の整備、土砂災害対策など防災・減災対策を積極的に展開しているところがあるが、これら防災・減災対策の一層の加速化、充実化を図るための総合的な財政支援措置として、自由度の高い、新たな交付金制度を創設すること。 	
(2) 陸上自衛隊松山駐屯地の更なる増強	<ul style="list-style-type: none"> 「中期防衛力整備計画」に基づき、自衛隊の基幹部隊の見直し等が行われているところであるが、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、四国唯一の原子力発電所である伊方発電所を有する本県にとって、迅速かつ適切な災害対応を推進する上で、救助部隊の中核をなす陸上自衛隊松山駐屯地の更なる増強を図ること。 	
(3) 大規模広域災害時等に消防団員が複数地域(勤務地・居住地)で効果的に活動できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の減少が続く中、サラリーマン団員は居住地と勤務地の双方の消防団にとって貴重な戦力として期待されている。一方、現段階では、複数の消防団に所属した場合、指揮命令系統に係る統一されたルールがなく、特に大規模広域災害時の活動等に支障をきたすおそれがあることから、サラリーマン団員が効果的に活動できるよう、環境の整備を図ること。 	
9 南海トラフ巨大地震対策の推進について (内閣府・文部科学省)		
(1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震・津波対策を推進するための財政支援措置の充実	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地域指定が行われ、津波から逃げるための避難路整備や高台移転などを中心とした地震・津波対策が推進されているが、さらに対策を加速させるため、それぞれの地域の実情に応じた財政支援措置の充実を図ること。 	県民環境部
(2) 南海トラフ巨大地震を想定した広域的な防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な広域防災拠点等の整備や発災時における広域応援部隊・支援物資の迅速な派遣・輸送、通信基盤の整備など、国を挙げた広域的な防災対策を推進すること。 	
(3) 南海トラフ地震の調査研究及び観測・監視体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の被害を軽減させるため、地震・津波の観測・監視システムの空白地域に対する早期に整備すること。 	

10 伊方発電所の安全対策の強化等について (原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省)		
(1) 厳正な原子力安全規制の実施と説明責任の履行	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準に基づく基準適合性審査については、立地地点の特性や独自の取組みも十分考慮して、厳正かつ的確に行うとともに、国内外における最新の知見を絶えず収集し、原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。また、これらの原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすこと。 	県民環境部
(2) 最新知見による厳格な地震及び津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 地震対策及び津波対策について、常に最新の科学的知見を安全規制に反映するとともに、南海トラフ巨大地震、中央構造線断層による地震の影響も踏まえて厳格に評価し、県民が納得できる安全と安心の確保に努めること。 	
(3) 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会は、高い独立性、専門性を保持し、一層の透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体等を始めとした外部の様々な意見にも真摯に耳を傾け、誠実に対応し、客観性や公平性の確保に努めること。 	
(4) 原発の再起動に関する責任ある対応	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会において安全性が確認された原子力発電所の再起動については、個々に政府が責任を持って判断し、その判断に至った経緯や結果については、国政を預かる責任ある立場の方が、地元自治体はもとより広く国民に丁寧に説明すること。 	
(5) 高経年化及び廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> 高経年化対策及び廃炉技術確立に取り組むこと。運転延長の可否については、制度の技術的根拠を明確にするとともに、厳正に審査を行い、その結果についても丁寧に説明すること。 	
(6) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> 発電所内に使用済燃料が貯蔵されていることを踏まえ、国は責任を持ってその最終処分等の方針を早期に示すこと。 	
(7) 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実・強化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実・強化を図ること。 	
(8) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。 	
(9) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。 	

11 原子力防災対策の充実・強化について(内閣府・原子力規制委員会・経済産業省・国土交通省)		
(1) 原子力災害対策指針の整備	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。 	県 民 環境部 ・ 土木部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難手段の確保、避難退域時検査や除染の実施体制の整備、広域避難への人的・物的支援、避難先自治体の受入体制の強化などの関係自治体だけでは解決困難な広域避難体制について、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。 	
(3) 緊急時に備えた避難路等の交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の住民避難や物資等輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線等の整備に必要な予算を重点的に配分すること。 	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングについて、原子力災害発生時に国が責任を持って統括し、確実に機能するよう、派遣要員の確保や資質向上等を図るとともに、緊急時に備えた平常時モニタリングの在り方を明確化した指針を示すこと。 	
(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額を図るとともに、関係自治体等の意見を踏まえた弾力的な運用を行うこと。 平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるよう、関係交付金の統合等を図ること。 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、避難行動要支援者施設等の放射線防護対策に係る交付金を制度化するなど、自治体により計画的な防災対策を推進するための財政支援を行うこと。 	

新規

12 ドクターヘリの導入・運航に対する支援について		(厚生労働省)
救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの円滑な導入や、安定的な運航体制が確保できるよう、国において必要な財源確保を図ること。		保 健 福祉部
(1) 格納庫・給油施設や搭載医療機器など、運航に必要な施設・設備の整備に対する財政支援	<ul style="list-style-type: none"> 格納庫・給油施設や搭載医療機器など、運航に必要な施設・設備の整備に係る多大な経費に対して財政支援がないため、必要な財政支援を図ること。 	
(2) 「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)の確実な予算措置(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 当該補助金の内示額が事業計画額を大幅に下回る状況が続いているほか、格納庫等の維持管理費が補助対象外のため、導入県においては、運航経費が大きな財政負担となっている。ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度の整備を図ること。 	

13 医師確保対策について		(厚生労働省・文部科学省)
(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 医師免許取得後一定期間、医師不足医療圏での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策を検討すること。 	保健福祉部
(2) 専門医制度・臨床研修制度における医師の偏在是正誘導策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 専門医の養成においては、専門医の分布状況等を踏まえたうえで、地域ごとに定員を設けるなど、医師が各地方に分散される仕組みを構築すること。 医師不足医療圏に所在する臨床研修病院の研修プログラムに限り、より特色あるプログラム策定を可能とするなど、研修医が率先して医師不足医療圏での研修を希望するような誘導策を検討すること。 臨床研修の必修科目である「地域医療」について、医師不足医療圏での研修実施を義務化すること。 	
(3) 「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。 	
14 電力需給安定化及び電気料金の値上げの影響緩和対策等の実施について		(経済産業省・環境省)
今夏以降の電力需給の安定化と電気料金の値上げの影響緩和のため、国において、総合的な対策を講じること。		経済労働部
(1) 国の電力需給対策の着実な実行	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の再稼働がない場合でも、計画停電や電気の使用制限を回避できるよう、今夏以降の政府の電力需給対策を着実に実行すること。 	
(2) 地方公共団体、個人や企業に対する電力需給対策支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電や自家発電設備の導入などを行う、地方公共団体、個人や企業に対する支援措置を拡充すること。 	
(3) 電気料金の値上げの影響を緩和するための国の企業支援対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ・省エネ設備の導入補助制度等の拡充や新たな企業支援対策の創設等による経営体質の改善強化など、経営安定化に向けた総合的な対策を実施すること。 	
(4) 電気料金の低廉化に向けた電力会社への指導や電力システム改革の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> 電力会社に対する経営効率化に向けての適切な指導や電力システム改革を着実に推進し、電気料金の低廉化に努めること。 	
15 新エネルギーの導入促進などエネルギーのベストミックスの実現について		(総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
エネルギーの安定供給等を確保するための最適な電源構成の実現に向けた具体策を講じるとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。		経済労働部
(1) エネルギーのベストミックスの実現	<ul style="list-style-type: none"> 2030年の最適な電源構成を踏まえ、エネルギーのベストミックスの実現に向けた具体策を早期に講じること。 	
(2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。 	

一部 新規	16 果樹経営支援対策の充実・強化について (農林水産省)		農 林 水産部
	日豪EPAやTPP等の国際情勢に左右されることなく、農家所得の安定と競争力の強化を図れるよう、産地の実情に応じた支援対策を充実・強化すること。		
	(1) 産地の実情や主体的な取組に応じた加工対策の実施	・ うんしゅうみかんについて、高品質な生食用果実の供給量を増加させようとする産地や減少傾向が続く生産量の維持・確保に取り組む産地などが、それぞれの実情に適した加工対策を実施できるよう、複数メニュー選択制とすること。	
	(2) <u>かんきつ類全体の価格安定のための極早生対策の実施</u>	・ <u>うんしゅうみかん極早生について、生産・出荷対策の強化が全国的な取組として行われるよう調整を図るとともに、極早生から優良品種への改植について加算・奨励措置を講じる等の支援を拡充すること。</u>	
	(3) <u>国産果実の優位性を高める施設整備の支援拡充</u>	・ <u>ビニールハウスの整備について、果樹経営支援対策事業における支援拡充や、経営体育成支援事業において十分な予算措置を行う等、国産果実の優位性を高めるための施設整備の支援を拡充すること。</u>	
(4) 産地の実状に配慮した収入保険制度の創設	・ 収入保険の算定方法は、産地や個別経営の実情に配慮すること。 ・ 等級による掛金割引の導入など、経営努力が反映される制度とすること。		
新規	17 国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」における平成28年度新規採択・着工について (財務省・農林水産省)		農 林 水産部
国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」における平成28年度新規採択・着工	・ 道前道後平野地区国営土地改良事業の受益地である道前平野地区において、広域的な排水対策と担い手の確保・育成に不可欠な「国営緊急農地再編整備事業 道前平野地区」の平成28年度新規採択及び早期着工を推進すること。		
18 主伐・再造林対策等の森林整備の推進について (財務省・農林水産省)		農 林 水産部	
愛媛県産材の増産で関連産業の振興を図り、林業を地域の成長産業とする「林業躍進プロジェクト」の推進に必要な措置及び財源を確保すること。			
(1) 主伐・再造林等に対する支援制度の拡充・強化	・ 主伐から再造林・下刈や獣害対策に係る森林所有者の負担を軽減するため、造林事業の査定係数を200に引き上げ国補助率を60%とすることや、花粉発生源対策促進事業の充実を図ることなど、主伐・再造林等に対する支援制度の拡充・強化を図ること。		
(2) 森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長	・ 平成27年度末で終了する森林整備加速化・林業再生事業について、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう要件を見直し、基金の増額や事業期間の3年間延長を図るなど、新たな予算措置を講じること。		
(3) 地球温暖化対策を推進する森林整備のための財源確保	・ 間伐に加えて主伐・再造林による森林の若返り等を積極的に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備の推進に必要な財源を確保すること。		

新規

<p>19 CLT製造拠点の整備と建築物の実現について (農林水産省・国土交通省)</p>		
<p>CLTの一般化・普及の促進のため、CLT製造拠点の整備と建築物の実現に必要な法整備や支援を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 構造材として利用するための基準強度の制定、パネル構造として位置付ける構造告示の新設、利用範囲を広げるための耐火性能の評価など建築基準法関連の法整備を早期に実現すること。 	農林水産部
	<ul style="list-style-type: none"> CLT製造拠点の整備とCLT建築物の実証展示に係る支援を継続すること。 	
<p>20 畜産農家の経営安定対策の強化について (農林水産省)</p>		
<p>国際情勢に左右されず、畜産・酪農経営が中長期的に経営を見通せるよう、経営安定対策を拡充するとともに、生産基盤の維持・拡大を図るための支援策を強化すること。</p>		農林水産部
(1) 畜産農家の経営安定対策の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 日豪EPAやTPP交渉等の国際情勢の変化に伴い、影響を受ける畜産・酪農経営が中長期的に経営を見通せるよう、経営安定対策の継続実施とそれに必要な財源を確保すること。 	
(2) 畜産生産基盤の維持・拡大を図るための支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 畜産生産基盤の維持・拡大を図るため、畜産農家の収益性向上に必要な施設機械等の整備や、国産畜産物の安定供給や畜産物の産地強化に必要な畜産基幹施設の整備に対する支援策を継続実施すること。 	
<p>21 農林水産物の輸出促進について</p>		
<p>[1]かんきつ類の輸出促進について (農林水産省)</p>		
(1) 台湾へのかんきつ輸出に係るインポートレランス(残留農薬基準)の優先申請	<ul style="list-style-type: none"> 日本産かんきつの輸出事業の障壁となっている台湾の残留農薬基準の追加設定に当たり、日本国内で一般的に使用され栽培管理上必要なかんきつ用農薬について、インポートレランスの申請に最優先で取り組むこと。 	農林水産部
(2) 東アジア等各国への輸出規制の改善及び中国等かんきつ類輸入禁止国の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県産農産物の円滑な輸出の推進のため、東アジア等各国の検疫や残留農薬基準等、輸出規制の改善に向けた働きかけを強化すること。 中国等かんきつ輸入禁止国へのかんきつ輸出の早期解禁を実現すること。 	
<p>[2]水産物の輸出促進について (農林水産省)</p>		
韓国における輸入検疫制度の改善要求	<ul style="list-style-type: none"> 日本から韓国に輸出される養殖マダイの活魚は、韓国での検疫に5～7日を要し、体重の減少やスレ等により商品価値が低下し、韓国向け活魚輸出の障害となっていることから、韓国における養殖マダイ等の活魚輸入検疫の迅速化を要求すること。 	農林水産部

一部新規

(新規)

22 東南海・南海地震に対応した海岸保全施設の整備促進について (農林水産省・国土交通省)		
海岸保全施設の地震・津波対策が大幅に遅れている愛媛県において必要な整備が着実に進むよう事業費を確保すること。		農林水産部・土木部
(1) 東南海・南海地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保	東南海・南海地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保をすること。	
(2) 海岸保全施設の整備が遅れている本県への予算の重点配分	発生頻度の高い津波に対する海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震対策、水門・陸閘などの閉鎖施設対策に予算の重点配分をすること。	
23 地域の安全・安心のための社会資本整備の促進について (国土交通省)		
(1) 社会資本整備に係る予算の総額確保及び愛媛県への重点的な予算配分	社会資本整備が大幅に遅れている愛媛県について、必要な整備が着実に進むよう予算の総額確保と愛媛県への重点的な配分を行うこと。	土木部
(2) 防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な予算配分	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設や河川管理施設、土砂災害防止施設の整備に必要な予算配分を行うこと。 四国8の字ネットワークの未整備区間の解消をはじめ、大規模災害時や伊方原子力発電所の不測の事態にも備える緊急輸送道路などの「命の道」の確保に必要な予算配分を行うこと。 	
(3) 社会資本の戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充	社会資本の戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と、予算確保及び愛媛県への重点的な予算配分を行うこと。	
24 高規格幹線道路等の整備促進について		
[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消 (国土交通省)		
愛媛県における高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」(「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間)を早期に解消し、災害に強く、地域の活性化や産業振興の基盤となる道路ネットワークを形成するため、高規格幹線道路等の整備促進を図ること。		土木部
(1) 四国8の字ネットワークの「津島道路」の整備促進	四国8の字ネットワークを構成する津島道路(津島岩松IC～内海IC(仮称))の早期供用に向けた整備促進を図ること。	
(2) 四国8の字ネットワークの未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化	四国8の字ネットワークのミッシングリンクのうち、未着手区間の「内海IC(仮称)～宿毛IC(仮称)」の早期事業化を図ること。	
(3) 「今治小松自動車道(今治道路)」の整備促進	瀬戸内しまなみ海道と松山自動車道を連結し、地域間交流や観光圏域の拡大、物流の効率化など、本県に多岐多様な効果を波及する今治小松自動車道(今治道路)の早期供用に向けた整備促進を図ること。	
(4) 大洲・八幡浜自動車道の「八幡浜道路」「夜昼道路」の整備促進	大洲・八幡浜自動車道のうち、八幡浜道路及び夜昼道路(大洲市平野～八幡浜市郷)の整備促進を図ること。	
(5) 大洲・八幡浜自動車道の「大洲西道路(仮称)」の早期事業化	大洲・八幡浜自動車道のうち、大洲西道路(仮称)(大洲市北只～大洲市平野)の早期事業化を図ること。	

[2]愛顔つなぐえひめ国体及び地方創生を見据えた高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上 (国土交通省)		
平成29年開催の「愛顔つなぐえひめ国体」の開催を見据え、高速道路のインターチェンジと空港・港湾等の交通拠点を結ぶネットワークを形成し、松山都市圏のアクセス向上及び渋滞解消等に資する地域高規格道路「松山外環状道路」の整備促進及び未着手区間の早期事業化を図ること。 既存の高速道路ネットワークの利便性の向上による地域の活性化や利用者の安心・安全の確保を図り、「地方の創生」に必要な基盤強化のため、スマートICの整備促進等による高速道路の機能の充実を図ること。		
(1) 「松山外環状道路」の「国道33号～松山空港間」の整備促進及び未着手区間の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> 四国縦貫自動車道松山ICと松山空港の交通アクセスの改善と、松山市内の渋滞緩和のため、「松山外環状道路」の「国道33号～松山空港間」の整備促進及び未着手区間の早期事業化を図ること。 	土木部
(2) 中山スマートIC(仮称)をはじめとするスマートICの整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に新規事業化された中山スマートIC(仮称)の整備促進をはじめとするスマートIC整備による拡充を図ること。 	
(3) 暫定2車線区間への付加車線整備及び早期4車線化	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路利用者の走行性や安全性の確保等のため四国縦貫(松山～大洲)及び四国横断(宇和島北～大洲北只)自動車道の暫定2車線区間への付加車線の整備を進め、早期に4車線化を図ること。 	
(4) 宇和PA(仮称)の整備	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全運転や利便性の向上に資するため、四国横断自動車道西予宇和IC～大洲北只IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。 	
25 離島架橋事業(岩城橋)の推進について (国土交通省)		
岩城橋の計画的な事業推進	<ul style="list-style-type: none"> 離島同士が合併した上島町の一体化を支援する上島架橋事業「岩城橋」の整備を進めており、この「岩城橋」の計画的な事業推進に必要な事業費を確保すること。 	土木部
26 自転車新文化「愛媛マルゴト自転車道」の推進について (国土交通省)		
瀬戸内しまなみ海道を中心に、愛媛県全域で自転車道の整備等を行う「愛媛マルゴト自転車道」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町が計画的に整備するために必要な事業費を確保すること。 	土木部
	<ul style="list-style-type: none"> 国管理の国道196号他でのブルーライン等を整備すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内しまなみ海道サイクリングロードの国際化への協力を努めること。 	
27 「愛顔つなぐえひめ国体」のメイン会場となる愛媛県総合運動公園改修事業の推進について (国土交通省)		
「愛顔つなぐえひめ国体」のメイン会場となる愛媛県総合運動公園改修事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「愛顔つなぐえひめ国体」が2年後(平成29年開催)に迫り、施設整備を完了させるため、メイン会場となる愛媛県総合運動公園改修事業の推進に必要な予算の総額確保と愛媛県への重点的な配分を行うこと。 	土木部
28 JR松山駅付近連続立体交差事業・松山駅西口南江戸線の整備促進について (国土交通省)		
JR松山駅付近連続立体交差事業・松山駅西口南江戸線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> JR松山駅周辺の交通渋滞の解消や駅周辺の一体的な発展を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業、松山駅西口南江戸線整備に必要な予算を重点的に配分すること。 	土木部

29 松山港、東予港など主要港湾の整備促進について		(国土交通省)
(1) 東予港複合一貫輸送ターミナル(耐震)の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 複合一貫輸送ターミナル(耐震)の整備を促進すること。 関連する臨港道路や緑地整備が着実に進むよう、事業費を確保すること。 	土木部
(2) 東予港西条第1防波堤・泊地の事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> 西条第1防波堤や泊地整備が着実に進むよう、事業費を確保すること。 	
(3) 松山港(国際物流ターミナル等)、三島川之江港、宇和島港ほかの港湾整備事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> 松山港国際物流ターミナルのガントリークレーンの整備など、本県の港湾事業が着実に進むよう、事業費を確保すること。 	
30 土砂災害対策の推進について		(国土交通省)
(1) 土砂災害対策事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を促進するための予算の総額を確保するとともに愛媛県へ重点的に配分すること。 	土木部
(2) <u>土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査に係る財政支援の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> 指定に必要となる基礎調査費について、国費率の嵩上げや起債充当など地方負担の軽減を図ること。 	
31 肱川の安全安心の確保と清流の復活について		(国土交通省)
(1) 山鳥坂ダム建設事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> 山鳥坂ダム建設事業を促進すること。 水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進を図るための事業費を確保すること。 	土木部
(2) 鹿野川ダム改造事業の完成	<ul style="list-style-type: none"> 鹿野川ダム改造工事を28年度に完成させるよう事業費を確保すること。 	
(3) 肱川における河川改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国管理区間の河川改修を促進すること。 県管理区間(菅田地区)の河川改修を促進するため事業費を確保すること。 	
32 国民体育大会の開催に向けた支援について		(国土交通省・文部科学省)
(1) 国民体育大会関連の施設整備に対する財政支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会を開催する都道府県や市町村の施設整備に対し、十分な財政支援措置を講ずること。 	えひめ国体推進局
(2) <u>国民体育大会の開催経費に対する財政支援の充実</u>	<ul style="list-style-type: none"> 大部分が開催地都道府県の負担となっている国民体育大会開催経費について、スポーツ基本法に定める共同開催の理念に基づき、国も応分の負担をして、開催都道府県の財政負担を軽減すること。 2020東京オリンピックに向けた国体実施競技の充実やテロ対策、消費税増税の影響等による国体開催経費の増嵩にも十分配慮すること。 	

一部
新規

(新規)

一部
新規

(新規)

33 愛媛大学に対する支援について

[1] 愛媛大学の研究に対する支援

(文部科学省)

「地球深部ダイナミクス研究センター(GRC)を中核とした理工連携による新物質の創成と応用」に係る運営交付金の採択

・ GRCでは県内企業と協力し、独自の超高压合成装置や合成技術の開発を行い、世界最硬物質「ヒメダイヤモンド(ナノ多結晶ダイヤモンド)」の開発に成功し平成24年度に製品化された。
今後、ヒメダイヤモンドの応用研究や超高压合成により新しい物質や材料の開発研究を進めるため、実験装置の整備、既設装置の高度化と維持、技術研究員の雇用等に対して支援を行うこと。

愛媛
大学

[2] 愛媛大学社会共創学部の設置に伴う運営支援について

(文部科学省)

(新規)

愛媛大学社会共創学部の設置に伴う運営支援

・ 様々な地域社会の持続可能な発展のために、多様な地域ステークホルダーと協働しながら、課題解決策を企画・立案することができ、サーバントリーダーシップを発揮して様々な地域社会を価値創造へと導く力(=「社会共創力」)を備えた人材を育成するため、「社会共創学部(平成28年度開設予定:設置申請中)」の設置に伴う運営支援を充実すること。

愛媛
大学

平成28年度 重要施策提案・要望 項目の主旨【重点項目】

一部
新規

項目	提案・要望主旨	所管部
34 地方分権改革の推進について (内閣府・総務省)		
個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の提言・要望を十分反映した、真の地方分権型社会実現への取組を推進すること。		
(1) 国と地方の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方の役割分担の大胆な見直しを行うこと。 広域自治体のあり方については、道州制ありきではなく、国と地方の役割分担を明確にした上で、住民に一番身近な基礎自治体を強化する観点から検討すること。 	総務部
(2) 地方税財政制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。 	
(3) 更なる事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> 地方の課題をより迅速かつ効果的に解消できるよう、事務・権限の更なる移譲を行うこと。 	
(4) 更なる義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 地方の自主性・裁量性を拡大するため、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。 「従うべき基準」の多用などの課題解消を図ること。 	
(5) 地方分権改革に関する提案募集制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 制度の実効ある運用を行い、現場を知る地方からの提案に対して真摯に耳を傾け、より具体的な成果を出すこと。 	
35 松山空港の進入管制空域の返還について (国土交通省)		
松山空港の進入管制空域の返還	<ul style="list-style-type: none"> 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について米国に強く要求すること。 	企画振興部
36 松山空港のCIQ体制の充実・強化について (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省)		
松山空港のCIQ体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、増員も含めた体制の充実・強化を図ること。 	企画振興部
37 「女性活躍」を推進する取組の充実・強化について (内閣府)		
「女性活躍」の推進について全国的なムーブメントを創るとともに、地方の実情に合わせて創意工夫して行う取組の充実・強化を図ること。		
(1) 地域における女性活躍推進のための恒久財源の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍」推進による地域経済の活性化を図るため、自治体が地域の実情に応じて取り組む継続的な事業展開(多様な主体による連携体制の充実・強化やワンストップ支援体制の整備・運営等)を支援する恒久的な財源を確保するとともに、国においてワンストップ支援体制の整備に必要な人材養成研修等の支援を行うこと。 	県民環境部

新規

(2) 「女性活躍」推進企業等への優遇制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月に制定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の具体的な取組を促進させること。 「女性活躍」を推進する企業等に対する金利優遇措置の創設や税制優遇措置の拡大を図ること。 	
(3) 「えひめ共働き支援キャンペーン」の全国展開と財政支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに、働きながら安心して子育てできる社会形成のため、本県が平成26年度に実施した「共働き支援キャンペーン」の全国展開を検討するとともに、継続実施のための財政支援を行うこと。 	
(4) 「女性活躍」推進のための子育て支援策の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> 2世代・3世代同居や近居のための住宅改修・新築への支援など、両親や祖父母の協力を得て「女性活躍」を推進する子育て支援策の充実を図ること。 	
38 地方消費者行政の充実・強化について (消費者庁)		
地方の自主性・独自性を踏まえつつ、地方における着実な消費者行政推進のための計画的で安定的な制度設計・運営	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政については、基金や交付金等地方に対する財政支援について配慮いただいているが、支援スキームが十分な事前説明もないままに幾度となく変更され、地方における長期的な視点での計画的な施策推進にも苦慮している現状である。については、地方消費者行政強化作戦達成のため、必要な財源措置はもとより、地方の実情に即した早期の情報提供や計画的で安定的な制度設計・運営を行うこと。 	県 民 環境部
39 バイオ燃料の利用推進について (経済産業省・環境省・農林水産省)		
震災後のエネルギー問題と温室効果ガス排出量削減に資するため、強力にバイオ燃料の利用推進に取り組むこと。		県 民 環境部
(1) 国産バイオ燃料の用途の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 現在、国内で行われているバイオエタノール製造が安定・継続して行えるよう、国におけるバイオ燃料導入目標の設定だけでなく、製造したバイオ燃料の自動車用燃料としての利用を強力に推進するとともに、農林水産分野での利用など、様々な用途での利用拡大に必要な環境整備に取り組むこと。 	
(2) バイオ燃料の使用に関する優遇税制等の措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 軽油特定加工業者が販売するバイオディーゼル燃料5%混合軽油に係る消費税及び軽油引取税を課税免除とすること。 	
(3) バイオ燃料に対する国民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 国が行ってきたバイオ燃料普及に向けた実証事業成果等を活用し、バイオ燃料に対する国民の理解促進を図ること。 	
40 エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化について (経済産業省)		
東日本大震災を踏まえ、安全対策事業を抜本的に見直し、喫緊かつ集中的な事業展開を図るため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。		経 済 労働部
(1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大、及び愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金額を増額すること。 	
(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を増額すること。 	

新規	41 船舶艀装品への炭素繊維強化プラスチック素材の適用拡大について (国土交通省)		経 済 労 働 部
航行や人命の安全を損なう危険性が低い船舶 艀装品への炭素繊維強化プラスチック素材の適 用拡大に向けた検討を国際海事機関へ働きか け	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の軽量化に向け、本県の造船関連企業では、県内の炭素繊維素材メーカーと協力し、軽量・高強度な特性を有する炭素繊維強化プラスチック素材を活用した船舶艀装品開発に着手しているが、現状では、国際条約において使用が規制されていることから、適用拡大に向けた検討を国際海事機関へ働きかけること。 		
一部 新規	42 地域の実情に応じた農地の集積・集約化について (農林水産省)		農 林 水 産 部
今後も利用可能な優良農地を維持・確保し、農地中間管理機構を活用して、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するため、地域の実情に応じた制度運用、支援を充実すること。			
(1) 地域の実情に応じた制度の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理権の期間(原則10年以上)について、地域の実情に応じた期間設定とすること。 農地中間管理機構による農地の貸借手続を簡素化すること。 		
(2) 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を促進する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 離農者・土地持ち非農家等の機構への農地の提供をより促進するため、経営転換協力金の交付単価の引き上げ及び自作地、遊休農地解消の要件を撤廃すること。 地域集積協力金については、中山間地域や急傾斜樹園地等の条件不利地においても取組が進むよう、機構への貸付割合の下限(2割超)を低減するとともに、特別単価期間を延長すること。 条件不利地においても農地の受け手となる意欲ある担い手に対し、営農継続を支援する措置を講ずること。 		
(新規)	43 鳥獣被害防止対策の強化について (農林水産省・環境省)		農 林 水 産 部
(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保等	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣による農作物等被害は、依然として地域の存続に関わる深刻な問題であり、被害防止対策推進に必要な予算の確保を継続して図ること。 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵整備に当たっての採択要件である受益戸数について、山間部の樹園地等においては要件緩和を行うこと。 捕獲鳥獣の焼却施設の整備促進のため、その運営経費について支援を行うこと。 		
(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許所持者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 農作物等被害をもたらす有害鳥獣の捕獲を促進していくため、地域における有害鳥獣捕獲従事者となる狩猟免許所持者に対する更なる負担軽減を図ること。 		
(3) 野鳥被害を防止するための支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 樹園地における野鳥による被害対策として、鳥獣被害防止総合対策交付金に防鳥ネットの整備事業を追加すること。 		
	<ul style="list-style-type: none"> カラスの繁殖を助長している畜舎の周辺環境整備を進めるための支援を行うこと。 		

新規	44 国営地域整備方向検討調査「道前道後平野地域」の推進について (農林水産省)	
	国営地域整備方向検討調査「道前道後平野地域」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 道前道後平野の農業生産を支える国営農業水利施設について、老朽化や南海トラフ巨大地震に備えるための長寿命化や耐震対策とともに、地域の実態に応じた農業水利施設の整備方向を検討する地域整備方向検討調査を推進すること。
新規	45 国営施設機能保全事業「南予用水地区」の推進について (農林水産省)	
	国営施設機能保全事業「南予用水地区」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日本屈指の高品質ミカン生産を支える国営南予用水農業水利施設について、施設の老朽化や南海トラフ巨大地震に備えるため、平成26年度に着工した国営施設機能保全事業「南予用水地区」に必要な予算を重点的に配分し、事業の推進を図ること。
新規	46 山地災害対策に係る木製ダム整備の推進について (農林水産省)	
	流域を面的に保全していくうえで、中・下流域の「治山ダム」「砂防堰堤」に加え、上流域での「木製ダム」を組み合わせることが効果的と考えられるため、山地災害の発生源となりうる上流域への「木製ダム」について調査・研究を進めるとともに支援策を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> 土石流発生を抑制する効果が期待できる上流域への「木製ダム」を推進するための調査・研究に取り組むこと。 「木製ダム」の推進は、土石流発生源対策と併せて、木材利用の推進による地域対策の観点からも極めて効果が高いことから、既存事業に「木製ダム」を盛り込むとともに、その財源を確保すること。 「木製ダム」は人家等保全対象から離れた渓流上流部等に設置するため、保全対象や工事規模などの事業実施の要件を緩和すること。
一部新規	47 地域の実情に即した水田農業支援施策の充実及び見直しについて (農林水産省)	
	米の生産調整や経営所得安定対策等について、条件不利地域等の地域の実情に即した支援策を講じること。	農林水産部
(新規)	(1) 地域の実情が反映される経営所得安定対策への見直し	<ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策等の単価については、全国一律ではなく、生産条件の格差から生じるコストの差額分を加味した単価設定又は加算を行うこと。 収入減少影響緩和対策における標準的な収入については、価格変動の影響をより少なくするため、算定期間を10年程度の長期の設定とすること。
	(2) 生産調整対策に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生産数量目標に応じた主食用米生産を行った農家に対して、さらに自主的取組参考値までの生産調整を行った場合、交付金を加算する等の支援を充実すること。 飼料用米等の生産拡大に向け、集出荷貯蔵施設の改修・整備等にかかる支援の拡充を図ること。
	(3) 攻めの農業実践緊急対策事業の弾力的な運用	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施期間を延長するとともに、事業メニューによっては、基金造成額の5分の1までと制限があることから、この制限を緩和又は撤廃するよう見直すこと。

48 中山間地域等直接支払制度の充実・強化について		(農林水産省)
(1) 地域の実情に応じた区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた特色ある農地を守るため、現状の区分に「樹園地」を新設し、「畑」単価より増額すること。 	農 林 水 産 部
(2) 高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> 「超急傾斜農地保全管理加算」については、超急傾斜地域に該当する場合には、基礎協定のみの集落であっても加算できるよう、要件を緩和すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が参加しやすいよう、交付金の返還要件を、多面的機能支払交付金と同様に「廃作部分の返還」として緩和すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。 	
49 治水事業の着実な推進について		(国土交通省)
治水事業の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備や地震・津波対策が大幅に遅れている愛媛県において、県民の生命や財産を守るため、肱川等の河川で浸水被害を防止するための豪雨対策事業、地震や津波による浸水被害を防止するための地震・津波対策事業、河川管理施設の機能確保を図るための老朽化対策事業、河川管理施設の維持管理などの必要な治水対策を着実に実施するための予算を配分すること。 	土 木 部
50 警察基盤の強化について		(総務省・国家公安委員会・警察庁)
(1) 愛媛県警察官の増員	<ul style="list-style-type: none"> 警察官1人当たりの負担人口が全国で16番目に多い現状を早急に改善するとともに、犯罪や交通事故の抑止、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対応するため、本県警察官を増員すること。 	警 察 本 部
(2) 警察車両、暴力団対策や災害対策等の治安課題に対応する各種装備資機材、自動車ナンバー自動読取システムの整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 治安課題に的確な対応をするため警察車両や各種装備資機材を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設、又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度の新設を図ること。 	